

人的支援見直しの基準について

〔派遣見直しの考え方〕

国（法務省、最高裁等）は、派遣法及び連携法の趣旨に基づき、法科大学院に教員を派遣することによって、法科大学院における実務教育の実効性を図り、法科大学院教育の充実に資する責務がある。

しかし、現状では、法科大学院の中には教育状況に深刻な課題を抱える法科大学院があり、文部科学省においても、自主的な組織見直しを促す観点から、公的支援の見直しを実施しているところである。このような法科大学院については、国としても教員の派遣をしないことによって教育体制を抜本的に見直すことを促すことが連携法上の責務を果たすことになると考えられる。

〔見直し基準の考え方〕

- ① 法科大学院に対して、教員を派遣することの相当性の判断は、任命権者（法務省、最高裁等）に委ねられているが、法科大学院教育に関する事務を所管していない法務省や最高裁が、当該法科大学院の教育体制を抜本的に見直すことを促す必要性を判断することは實際上困難とも考えられる。また、財政的支援と人的支援で判断基準が統一的であることが望ましいと考えられる。このような観点からは、教員派遣見直しの基準は、文部科学省による公的支援見直しの基準に依拠する、又はこれに準じた基準とすることが考えられる。
- ② もっとも、財政的支援と人的支援とでは、性質上異なる面もあることから、財政的支援とは異なる人的支援特有の要素を加味することはあり得るものと考えられる。

〔基準案〕

- ① 文科省の基準により第3グループに該当する法科大学院については、次年度における教員の派遣をしないこととする。
趣旨：第3グループは、文科省として、基礎額を50%まで削減し、加算の可能性のある取組を連合に限定することで、特に強く教育体制の見直しを促す対象としているものであり、このような法科大学院に対しては、教員の派遣もしないこととして、強く組織見直しを促すことが必要。
- ② 第2グループB及びCのうち、直近の入学者選抜における入学者数が10名未満の法科大学院についても、次年度における教員の派遣をしないこととする。
趣旨：これらの法科大学院については、第3グループに次いで教育体制の見直しが必要と考えられるところ、入学者数が極端に少なく、貴重な人材を派遣することによる費用対効果（教育資源の集中）の観点を考慮すると、当該法科大学院には教員を派遣せず、連携・連合を強く促すことが相当である。

